

老人保健施設サービス利用料金表

《短期入所療養介護・予防短期入所療養介護 在宅超強化型》

介護老人保健施設  
リハビリセンターあゆみ

2024年4月1日～

区分内容		利用料金					
		法定利用単位	法定利用金額 (注1)	負担額の目安 (1割負担)	負担額の目安 (2割負担)	負担額の目安 (3割負担)	
介護度別	1日につき	要支援 1	672 単位	6,814 円	682 円	1,363 円	2,045 円
		要支援 2	834 単位	8,456 円	846 円	1,692 円	2,537 円
		要介護 1	902 単位	9,146 円	915 円	1,830 円	2,744 円
		要介護 2	979 単位	9,927 円	993 円	1,986 円	2,979 円
		要介護 3	1,044 単位	10,586 円	1,059 円	2,118 円	3,176 円
		要介護 4	1,102 単位	11,174 円	1,118 円	2,235 円	3,353 円
		要介護 5	1,161 単位	11,772 円	1,178 円	2,355 円	3,532 円
その他負担額	1日につき	夜勤職員配置加算	24 単位	243 円	25 円	49 円	73 円
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 単位	517 円	52 円	104 円	156 円
		認知症ケア加算	76 単位	770 円	77 円	154 円	231 円
		個別リハビリテーション実施加算	240 単位	2,433 円	244 円	487 円	730 円
		送迎加算(片道)	184 単位	1,865 円	187 円	373 円	560 円
		サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	182 円	19 円	37 円	55 円
		療養食加算(1日3回限度)	8 単位	81 円	9 円	17 円	25 円
		緊急短期入所受入加算(利用開始日から7日間)	90 単位	912 円	92 円	183 円	274 円
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(基本サービス+各種加算)×サービス別加算率(3.9%)×10.14円		左記計算より算出された金額の1割	左記計算より算出された金額の2割	左記計算より算出された金額の3割
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(基本サービス+各種加算)×サービス別加算率(2.1%)×10.14円		左記計算より算出された金額の1割	左記計算より算出された金額の2割	左記計算より算出された金額の3割
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位(基本サービス+各種加算)×サービス別加算率(0.8%)×10.14円		左記計算より算出された金額の1割	左記計算より算出された金額の2割	左記計算より算出された金額の3割		
居住費	700円/日						
食費	朝食：400円 昼食：780円 おやつ：120円 夕食：680円/日						
日用品費	別紙申込書参照						
洗濯代	別紙申込書参照						
電気代(電気製品持ち込みの場合)	50円/日						

(注1) 1単位の単価は、地域サービスの種類により区分が定められています。東近江市の介護老人保健施設における単価は、10.14円となります。

(注2) 上記注1にて算出した額の1割、2割または3割となり、上記料金表は1円未満を切り捨てとなります。月額での計算の際には、単数処理を行いますので目安の金額と多少異なります。

居住(滞在)に要する費用

区分	利用者負担限度額認定証に記載している金額(注)			
	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
居住に関する費用	370円	370円	370円	0円

※1日単位の料金です。

食事提供に要する費用

区分	利用者負担限度額認定証に記載している金額(注)			
	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食事提供に関する費用	1,300円	1,000円	600円	300円

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費となります。

(注) 利用者負担限度額について

利用者負担額	対象者	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税の非課税扱いの方	・老齢福祉年金受給者
第2段階		・生活保護受給者
第3段階①		・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階②		・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方

※市に申請することにより、要件に該当するかを判断され、該当者には認定証が発行されます。